



町税の納付は、年末までに「完納」をお願いします!!

12月は、平成21年度課税の町道民税（個人）と国民健康保険税の最終納期限の月です。

“完納”をお忘れなく!!

なお、固定資産税と軽自動車税については、すでに最終納期限が経過しています。納付されていない方は、滞納者となっています。

年末までに完納をお願いいたします。

佐呂間町営スキーマの業務委託者が変わりました

11月1日より、佐呂間町営スキーマの業務委託者が変わりました。

それに伴い、地方自治法施行令及び佐呂間町財務規則の規定により、佐呂間町営スキーマリフト使用料の徴収・収納事務等を委託しましたのでお知らせします。

■委託者の住所・氏名

佐呂間町字西富66番地の41

市村 和弘さん

佐呂間町字西富63番地の2

十亀 利昭さん



HIV抗体検査（エイズ検査）についてのお知らせ

12月1日（火）は世界エイズデーです。エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって発病します。HIV感染のほとんどは性的接触が原因です。

日常生活で感染する心配は

12月31日から1月5日まで、ごみ収集及び知来ごみ処理場が休みになります。健康カレンダーでは、ごみ収集・処理場は4日まで休みになっていますが、正しくは5日までです。

また、12月・1月のごみの出す日の確認は、健康カレンダー12月の表で確認してください。



年末年始のごみ収集

町民課 生活環境係
Tel 2・1213

■年末のごみ収集

12月22日 火 燃やすごみ 佐呂間市街・西富・北・東	23日 水 燃やすごみ 栄地区・若佐地区・若里・富武士・若佐市街	24日 木 燃やすごみ 仁倉・知来・浜佐呂間・幌岩・浪速 その他プラ類 中地区
25日 金 燃やさないごみ 佐呂間市街・西富・北・東 その他プラ類 下地区	26日 土 燃やすごみ 佐呂間市街・西富・北・東・若佐市街	28日 月 燃やすごみ 仁倉・知来・浜佐呂間・幌岩・浪速 その他プラ類 上地区
29日 火 燃やすごみ 佐呂間市街・西富・北・東 燃やさないごみ 栄地区・若佐地区・若里・富武士・若佐市街		30日 水 燃やさないごみ 仁倉・知来・浜佐呂間・幌岩・浪速 燃やすごみ 栄地区・若佐地区・若里・富武士・若佐市街



資源ごみについては、3町（佐呂間町・遠軽町・湧別町）のリサイクルセンターで処理していますが、佐呂間町からの資源ごみで、ペットボトルにキャップを付けたまま分別せずに出されているとの指摘を受けています。

家庭ではもちろんのこと、職場や外出先などでごみを出す際にも、きちんと分別するよう心掛けてください。



平成22年4月1日から

「網走支庁」が、「オホーツク総合振興局」に！

「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行に伴い、「北海道網走支庁」の名称が、平成22年4月1日から「北海道オホーツク総合振興局」に変わります。

総合振興局が担う「広域事務」の具体的な内容については、市町村の意見を伺いながら別に定めます。(網走支庁は広域事務の移行対象ではありません。)

なお、所在地や電話番号は現行どおりです。

条例の内容や支庁制度改革の詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/shichou/shichoutop.htm>

■条例の主な内容

①名称の変更

道の総合出先機関である14の「支庁」が、9つの「総合振興局」と5つの「振

興局」になります。



家屋に異動があった時は届出を忘れずに

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される町税です。

家屋(住宅・倉庫等の建物)に異動(新築・売買・贈与・相続・取り壊し等)があっても、届出がなければ固定資産課税台帳を更新するこ

とができず、そのまま元の所有者に課税されたり、課税漏れの原因となります。

家屋に異動があった時には、早めに役場企画財政課資産税係(Tel 2・1214)まで届出ください。



「自衛隊高等工科学校生徒」採用試験のお知らせ

■受付期間

平成22年1月8日まで

■試験期日

平成22年1月23日

■試験会場

遠軽町福祉センターを予定しています。

■応募資格

平成22年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業(平成22年3月に中学校卒業見込みを含む。)

■待遇

採用とともに「特別職国家公務員(生徒)」
※自衛官ではありません。

○生徒手当

月額94,900円

○期末手当

年2回(6月・12月)

○休日・休暇

週休2日制、祝日、年末年始及び夏季休暇、年次休暇

■お問い合わせ

○自衛隊旭川地方協力本部
遠軽地域事務所

Tel 0158・42・6616
○役場町民課住民活動係
Tel 2・1213



年末年始における町関連施設の休日期間

○役場庁舎 / 支所 / 出張所

休 12月31日～1月5日

○町民センター

休 12月29日～1月5日

○図書館

休 12月29日～1月5日

○体育館

休 12月29日～1月5日

○老人福祉センター

休 12月31日～1月5日

○屋内ゲートボール場

休 12月29日～1月5日

○武道館・温水プール

休 12月30日～1月6日

○町営スキー場

休 12月31日～1月1日

○佐呂間コミセン / 栄地域交流センター

若佐コミセン / 浜佐呂間活性化センター

休 12月30日～1月5日

○若佐歯科診療所

休 12月30日～1月5日

○児童館

休 12月30日～1月5日

○在宅介護支援センター

休 12月31日～1月5日

○佐呂間保育所 / 若佐保育所 / 浜佐呂間保育所

休 12月31日～1月5日

○地場産品開発研究センター

休 12月29日～1月5日

○町営バス

休 12月31日(第5便のみ運休)
1月1日、2日(全便運休)
1月3日(第1便・第5便運休)

● 支給要件

医療保険上の世帯を単位として、医療及び介護の両制度ともに自己負担額がある世帯が対象となります。住民票上の世帯が同じでも、医療保険が異なれば別世帯として計算します。

● 支給対象者

後期高齢者医療制度、被用者保険（※）及び介護保険については被保険者ごとに支給されますが、国民健康保険については、世帯主に支給されます。（医療費助成を受けている場合は、支給する額の調整を行うこともあります）

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

世帯内の同じ医療保険の加入者の方について、「お医者さんにかかったときの自己負担額」と「介護保険のサービスを利用したときの利用者限度額」の1年分の自己負担額を合算した金額

が、この制度の基準を超えると、超えた分が申請により支給されます。支給額は、医療保険と介護保険で支払った自己負担限度額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

● 基準額

区 分	自己負担額の合計 (医療＋介護)の基準額	
	後期高齢者医療制度 に加入の方 70歳以上の方	70歳未満の方
現役並み所得者	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一 般	56万円(75万円)	67万円(89万円)
町民税非課税世帯		
区分Ⅱ	31万円(41万円)	34万円(45万円)
区分Ⅰ	19万円(25万円)	

※通常、毎年8月1日からその翌年の7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。なお、制度初年度に限り、平成20年4月から平成21年7月までの16か月間の合計で計算します。その場合の基準額は、表中右側の（ ）内の金額です。

※支給額が、500円未満の場合は支給されません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

例えば

夫婦ともに後期高齢者医療制度に加入（世帯全員が町道民税非課税「区分Ⅱ」の場合。）

夫が1年間に医療で25万円を自己負担



妻が1年間に介護で25万円を自己負担



年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額（31万円）を越えた金額（19万円）をお返しすることにより、年間の負担額が31万円になります。

● 手続きの仕方

7月31日（基準日）に加入している医療保険によって手続きの仕方が違います。

加入している保険	申請方法
佐呂間町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方	佐呂間町役場保険福祉課医療保険係
※支給の対象となる方へは、1月以降に申請案内をお送りする予定です。	
上記以外の保険に加入の方	役場保険福祉課介護保険係から介護保険の自己負担額証明書の交付を受け、加入している医療保険に申請。

※平成20年4月から平成21年7月までの間に町外から転入された方や、佐呂間町国保以外の医療保険に加入していた期間がある場合は、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書が必要です。



除雪作業にご協力ください

初冬を迎え、これからは降雪に伴い除雪作業が本格的に行われるシーズンになります。降雪時には、一刻も早く地域の交通を確保するため、限られた車両の中で除雪作業を行います。住民の皆さんの協力が重要になります。地域の交通を早期に回復するため、次の事に注意くださいますようお願いいたします。

- 路上駐車はしない
放置車両があると、その箇所の除雪ができなくなり交通渋滞や事故の原因にもなります。
- 路上や歩道に物を放置しない
雪の下に埋まり、見えなくなると事故の原因になります。
- 歩道・車道に雪を出さない
「わだち」ができて交通の障害や事故の原因になります。
- 玄関前の雪は各家庭で
道路へ出るまでの間口の確保は、各家庭でお願いします。



ご自宅の排雪に利用していただくため、主な雪捨て場を指定しましたので、排雪時にご利用ください。なお、排雪時には、ごみ等の混入がないよう注意してください。



12月は、道税の滞納処分強化月間です

網走支庁では、12月、3月を「滞納処分強化月間」として、道税の滞納整理に取り組んでいます。

12月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得税などの道税すべてについて滞納整理を進めることとしており、給与・預貯金・動産・自動車などの差押えを行います。

まだ、納税がお済みでない方は、大至急納税してください。納税には、手続が簡単で便利な口座振替がご利用できます。

■お問い合わせ

網走支庁 北見道税事務所
納税課

Tel 0157・25・8681

※ホームページもご利用ください。

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.jp/sm/zim>



預金保険制度のお知らせ

預金保険制度とは、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金取扱金融機関が破たんした場合は、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3要件を備えた決済用預金が全額保護となるほか、その他の預金保険対象預金（利息

のつく普通預金や定期預金は定額（1000万円までの元本とその利息）保護されます。

制度概要については、金融

融庁及び預金保険機構ホームページに掲載されていますのでご覧ください。また、

預金保険制度にかかる資料

をご希望の方は、北海道財務局までご連絡ください。

○金融庁ホームページ

<http://www.fs.go.jp/policy/payoff/index.html>



遠軽自衛隊第11回定期演奏会 入場無料

○北海道財務局総務部財政広報相談官
Tel 011・709・2311

■日時 12月12日（土）

午後5時開場

■場所 興部町総合センター

■お問い合わせ

遠軽自衛隊広報班

Tel 0158・42・5275

水道凍結
にご注意
ください

建設課 生活環境係
TEL 2・1213

佐呂間町は寒さが大変厳しく、12月から3月にかけて水道凍結が多くなります。冬期間に家を留守にする際、または、水道凍結の恐れがある場合は、水を落とす習慣をつけ、凍結を防ぐよう心掛けましょう。

水道の落とし方

①水抜き方法

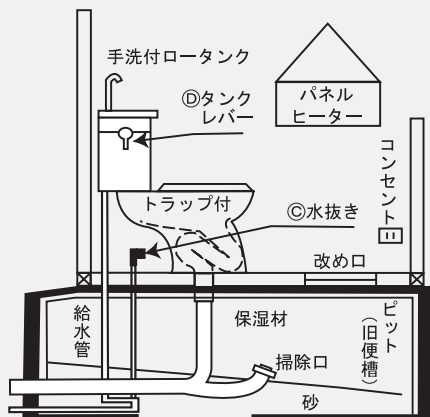
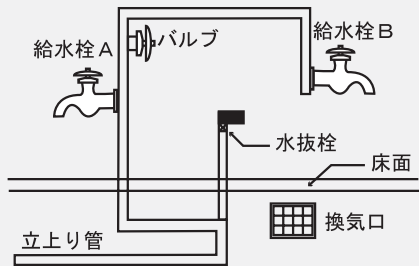
給水栓AとBのバルブを開放しながら水抜き栓のハンドルを「閉める」の方向に閉める。

②水抜きの確認

水抜きの操作のすぐ後に給水栓Bに指先をあて、空気を吸っている状態がよい。

③凍結防止

換気口を完全に閉じ、床下に冷たい空気が入らないようにする。



水道が凍って出ないとき

①給水栓Aにタオルを巻き、その上からぬるま湯をかけ、次に熱湯をかける。特に床下の立上がり管にもかける。(ドライヤーでも効果的です。)

②水抜き栓のハンドルが固いときは①と同じ方法で水抜き栓にも湯をかける。

トイレ(ロータンク)の水抜き方法

①トイレの水抜き栓Cを「閉める」の方向に閉める。

②ロータンクレバーDを水

抜きに回し(ないときは大便を流す操作を2〜3回行う)タンク内の水を抜く。

③便器内のトラップが凍結しないようにパネルヒーターなどで保温する。

凍結が直らないときには

町内の給水装置工事指定業者に直接、修理依頼してください。

三協工業(株) TEL 2・3821

(有)谷口住設 TEL 2・2196

垂水設備 TEL 2・2287

(有)ユモト TEL 2・3643

山内住設 TEL 2・8644

製造事業所のみなさんへ

工業統計調査が実施されます。

経済産業省では、工業統計調査を平成21年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として、明治42年に始まり、百周年を迎えました。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるときに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

皆さんから提出していただいた調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

■お問い合わせ

役場企画財政課計画係
TEL 2・1214

町営住宅空家状況

11月20日現在の町営住宅の空家状況をお知らせします。入居申込・入居資格等、詳しくは、建設課管理係(TEL 2・1210)までお問い合わせください。

■宮前団地

2階2LDK(1階) 1戸
21,600円

■西富団地

2階2LDK(2階、1階) 各1戸
14,500円

2階3LDK(1階) 1戸
15,600円

2階3LDK(1階) 1戸
15,800円

2階3LDK(2階) 1戸
22,200円

2階2LDK(2階) 1戸
14,800円

■若里団地

1階3DK 1戸
9,100円

■栄団地

2階3LDK(1階) 2戸
15,300円

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。



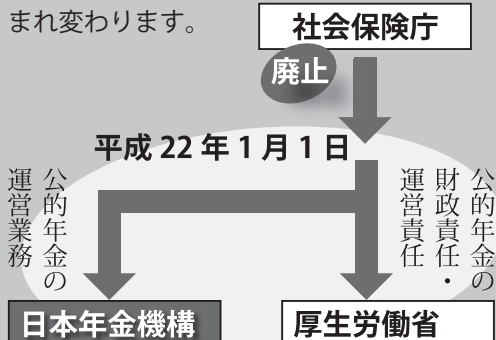
にっぽん

日本年金機構

来年1月1日スタート

社会保険庁が廃止され、
新たに「日本年金機構」がスタートします。

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。



- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくことになりますが、国民の皆様方に何らかの手続をしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12/10 → 16

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とされています。



国民年金保険料は 毎月きちんと納め ましょう

TEL 2・1213

町民課 戸籍年金係

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、基礎年金の給付に必要な費用を公平に負担することによって成り立っています。もし、あなたが国民年金の保険料を未納にしていた

場合、将来、老齢基礎年金を受給できる年齢になったとしても、まったく年金を受けられなくなったり、受けられたとしても未納の期間に応じて受給額が減額されることとなります。

また、老齢基礎年金以外にも国民年金から支給される年金として障害基礎年金や遺族基礎年金などがありますが、これらの年金を受給するためにも年金保険料の納付に関する要件がある

ことから、保険料を未納にしていると病気やケガなどにより障害の状態となったときや、一家の働き手が不幸にして亡くなった場合などの皆さんの生活が脅かされる方が一の事態が発生したときに、これらの年金を受けることができない場合もあります。

このようなことがないよう、毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。



多重債務巡回相談 (無料)のお知らせ

財務省北海道財務局と北海道網走支庁との共催により、多重債務にかかる相談会を開催します。事前に電話でご予約のうえ、お気軽にご相談ください。(専門相談員が相談に応じます。相談費用は無料。秘密は厳守いたします。)

■日時
○12月14日(月)

午後2時～午後5時
○12月15日(火)
午前9時～午後5時
○12月16日(水)
午前9時～正午

会場

北海道網走支庁庁舎内4階会議室(網走市北7条西3丁目)

ご予約／お問い合わせ

財務省北海道財務局多重債務者相談窓口
TEL 011・807・5144
TEL 011・807・5145